

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画

多古町地球温暖化対策実行計画

令和3年度～令和7年度



平成22年10月策定

令和 7年 4月改訂

千葉県 多古町

目次

1. 基本的事項	1
(1) 計画目的	1
(2) 基準年度・計画期間・目標年度	1
(3) 対象範囲	1
(4) 対象とする温室効果ガス	3
2. 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	4
(1) 基準年度の二酸化炭素排出量	4
(2) 要因別の排出状況	4
(3) 削減目標	5
3. 具体的な取組	6
(1) 施設設備の改善等	6
(2) 物品・公用車等の購入	6
(3) その他の取組	6
4. 推進・点検体制及び進捗状況の公表	8
(1) 推進体制	8
(2) 職員に対する研修等	8
(3) 実施状況の点検・評価・公表	8
(4) 計画の見直し	9
資料編	10
資料 1 地球温暖化対策推進法の概要	11
資料 2 職員の取組例	12
資料 3 施設管理担当者の取組例	13
資料 4 様式 1（排出量調査票）	15

1. 基本的事項

(1) 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。多古町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 基準年度・計画期間・目標年度

本計画における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準年度を令和元年度とし、計画期間を令和3年度～令和7年度までの5年間とする。

目標年度については、令和7年度とする。なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

(3) 対象範囲

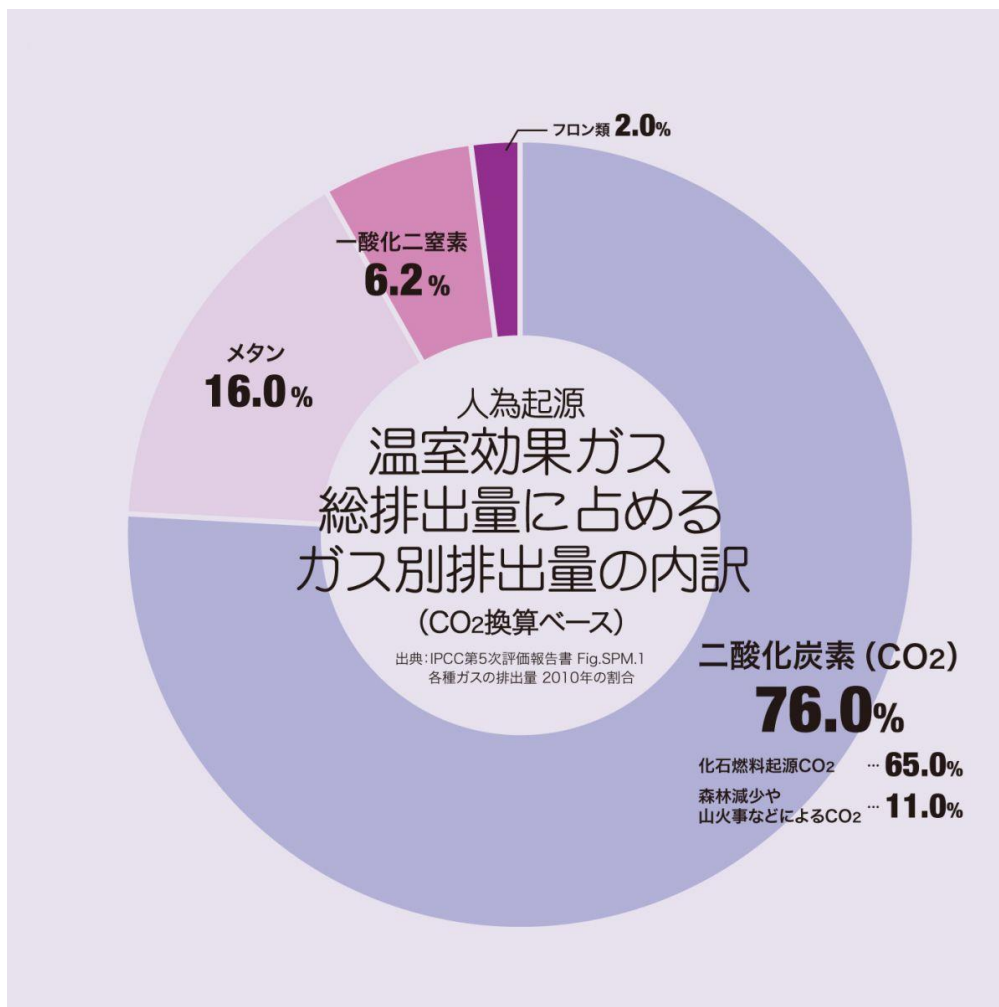
実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請する。

(対象施設一覧)

所管課	対象施設等
総務課	防犯灯・公用車
財政課	多古町役場・旧法務局・街灯・公用車
税務課	—
住民課	公用車
企画政策課	多古町魅力発信交流館・役場前バス待合所・多古台観光トイレ・多古台 BT 駐輪場
子育て支援課	学童保育所（多古・久賀・中村）・病児保育施設
生活環境課	浄水場（多古、東條、久賀、常磐、中）・農業集落排水処理施設（十余三・島・牛尾船越・林）・公用車
産業経済課	房総導水路排水機場・道の駅多古・多古町農村交流センター・島親水公園・多古藩陣屋跡観光トイレ
農業委員会事務局	—
都市整備課	街路灯・公用車
空港まちづくり課	あじさい公園・ふれあい公園・大原内公園・水戸第一公園・水戸第二公園・水戸第三公園・そらの公園・だいちの公園・おかの公園・風の公園・緑道・間倉航空機騒音測定局
出納室	—
議会事務局	—
多古こども園	多古こども園（たこ・こどもルームを含む）・公用車
保健福祉課	多古町保健福祉センター・公用車
学校教育課	多古第一小学校・久賀小学校・中村小学校・旧常磐小学校・多古中学校・公用車
学校給食センター	多古町学校給食センター・公用車
生涯学習課	多古町コミュニティプラザ・文化ホール・みどりの広場・旧興新小学校・多古町民体育館・多古町民第二体育館・多古町民牛尾体育館・多古町民常磐体育館・多古町民船越プール・多古町民常磐プール・多古町民テニスコート・多古町民運動場・多古町民常磐運動場・多古町民牛尾運動場・多古町民西古内運動場・西古内観光トイレ・図書館・公用車

(4) 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類の温室効果ガスのうち、76%を占めている二酸化炭素を対象とする。



出典) IPCC第5次評価報告書より作成

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

2. 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

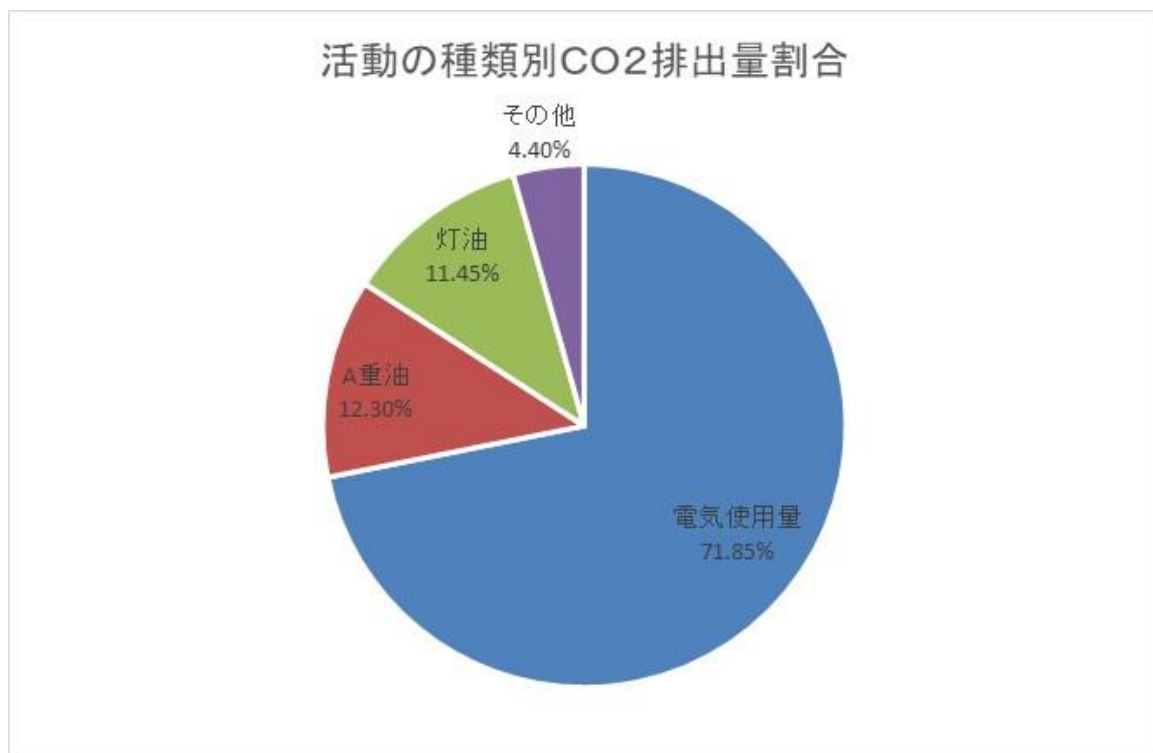
(1) 基準年度の二酸化炭素排出量

多古町の事務事業における、基準年度の二酸化炭素を排出する活動毎に調査した使用量（活動量）に、政令で定められた排出係数を乗じて算出した二酸化炭素総排出量は、3248.86t-CO₂である。

区分	排出量（t-CO ₂ ）
二酸化炭素（CO ₂ ）	3248.86t-CO ₂

(2) 要因別の排出状況

基準年度である令和元年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の71.85%を占め、次いでA重油の使用が12.30%、灯油の使用が11.45%で全体の95.60%を占めている状況である。



※小数点第三位で四捨五入した値です。

(令和元年度排出量集計結果)

NO	活動の種類	施設数又は台数	活動量	CO2 排出量(t)	割合※
1	電気使用量	8 0 施設	5052620.99kwh	2,334.31	71.85%
2	A 重油	1 施設	147.40kL	399.45	12.30%
3	灯油	1 3 施設	149.45kL	372.14	11.45%
4	L P ガス (プロパンガス)	1 4 施設	2334.00 m ³	15.29	0.47%
5	天然ガス(都市ガス)	2 施設	12847 m ³	28.52	0.88%
6	ガソリン	5 2 台	24.48kL	56.79	1.75%
7	軽油	9 台	16.42kL	42.36	1.30%
合 計				3,248.86	100.00%

※小数点第三位で四捨五入した値です。

(3) 削減目標

令和 7 年 2 月 1 8 日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、平成 2 5 年度を基準年とし、二酸化炭素排出量 3998.56 t-CO₂ を令和 1 7 年度(2 0 3 5 年度)に 6 0 %、令和 2 2 年度(2 0 4 0 年度)に 7 3 %削減することを長期の目標とするが、脱炭素社会を実現するため更なる削減努力を追求していくこととする。

2 0 1 5 年の国連サミットにおいて採択された SDG s は、本計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識し、再生可能エネルギーの割合を拡大させ、気候変動の緩和・影響軽減を図っていくこととする。

本計画では、計画期間の最終年度である令和 7 年度の二酸化炭素排出量を、
1 3 . 0 %削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和 7 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3248.86t-CO ₂	1 3 %	2826 t-CO ₂

3. 具体的な取組

多古町は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、次の取組を実施します。

「COOL CHOICE」とは、日本の温室効果ガス削減目標達成のために、省エネ・低炭素型製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

(1) 施設設備の改善等

- ① 施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ② 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）の導入を検討する。
- ③ 高効率照明（LED 蛍光灯等）を順次導入する。

(2) 物品・公用車等の購入

- ① 行政運営上必要な製品の購入等に際し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境配慮物品調達方針を策定し、環境に配慮した製品の購入に努める。
- ② 公用車導入方針を定め、公用車を更新する際は、電気自動車やハイブリッド自動車等次世代自動車を導入する。

(3) その他の取組

- ① 電気使用量の削減
 - ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減（ノー残業デーの徹底等）を図り照明の点灯時間の削減に努める。
 - ・ 昼休みや時間外勤務時の照明は必要最小限とし、不必要箇所は消灯する。
 - ・ 湯沸し室、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。
 - ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
 - ・ O A 機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ② クールビズ、ウォームビズを徹底し、施設の冷暖房は、冷房は 28℃、暖房は 19℃を目途とし、利用状況に応じた管理を行うとともに温度設定の適正化を図る。

③ 燃料使用量の削減

- ・ 公用車を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・ 公用車から離れる際は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングをしない。
- ・ 公用車での出張の際は可能な限り乗り合わせ、低公害・低燃費車を利用する。

④ ゴミの減量、リサイクルの促進

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・ ゴミの分別排出の徹底に努める。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・ 紙類・空き缶・ペットボトルキャップ・小型家電等はゴミとして排出せず、集積し、リサイクル事業者へ引き渡す。特に紙類については、個人情報等の記載があり裁断する必要がある場合を除き、シュレッダーを使用せず、束ねて排出する。

⑤ コピー用紙の使用量削減

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。

⑥ 節水

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入を推進する。

⑦ 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ COOL CHOICE の推進等、地球温暖化防止に関する啓発を行う。
- ・ 職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ 職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

4. 推進・点検体制及び進捗状況の公表

(1) 推進体制

各課等に「推進担当者」を1名以上置き、各所属等における本計画の取組を推進するとともに、事務局と協力して総合的な推進を図っていく。

① 推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し、計画を率先して推進する。

② 施設管理担当者

施設管理を担当する職員であり、本計画の取組を推進する。

③ 事務局

本計画の事務局は生活環境課内に置く。事務局は、各所属、各課等の実施状況を把握するとともに、総合的な進捗管理を行う。

(2) 職員に対する研修等

事務局は、推進担当者及び職員全員に対する環境問題に関する情報提供を行い、実行計画の普及・啓発に努める。

(3) 実施状況の点検・評価・公表

① 電気、燃料等エネルギーの年間使用量等温室効果ガスの排出に係る諸活動量及びコピー用紙、水道使用量等を課、所属等適切な単位で把握する。

② 推進担当者は、各課等の事務事業の中で、①を把握し、今後の取組への強化等を検討し、職員全員で実施するように指導する。

③ 推進担当者は、月に一度、排出量調査表（様式1）を用いて、排出量の点検を行い、翌年度4月末までに事務局に提出する。

- ④ 職員は、物品の購入や印刷物の発注等を行う場合、また、施設の新設や改築、設備の新設や更新等を行う場合は、環境への配慮が検討されているかを常にチェックすること。特に、温室効果ガスのほとんどを二酸化炭素が占めている状況に鑑み、エネルギー（電気、灯油、A重油、プロパンガス）の使用に関しては、国の「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」等の考え方に沿い、ライフサイクルコスト（LCC）、ライフサイクルCO₂（LCCO₂）を考慮して、ヒートポンプ等の高効率、省CO₂型機器への交換等を検討する。
- ⑤ 事務局は、毎年本計画の実施状況を取りまとめ、総合的な評価を行い、取組状況やその効果等について、年に一度、推進担当者会議を開催して報告・協議をする。
- ⑥ また、温室効果ガスの総排出量等の実績については、毎年広報誌やホームページ等により公表する。

(4) 計画の見直し

目標、推進体制の見直しが必要な場合には、事務局にて、見直し案を作成し、推進担当者会議などを開催して見直しを行う。

資料編

資料 1 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

第 21 条 地方公共団体実行計画等

1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（3～7項省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（11項省略）

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

資料２ 職員の取組例

項目	取組内容
ＯＡ機器	昼休みや一定時間の離席時には、パソコンや机周りのＯＡ機器の電源をオフにする。
	コピー機の利用後は、次回使用時のミスコピー防止のため、必ずリセットボタンを押す。
	パソコンからのプリントアウトする際は、不必要な印刷をしないよう、印刷プレビューで確認してから行う。
照明	昼休み、業務時間外は、必要なスペースを除き消灯する。
	支障のない範囲で間引き照明を実施する。
冷暖房	稼働時の窓・出入口の開放を禁止する。
	使用していないスペースはオフにすること。（つけっぱなしにしない。）
	クールビズ・ウォームビズを積極的に取入れ、服装での調整に心がける。
	建物のブラインド・カーテンを管理し、朝の冷房負荷を軽減する。
	冷暖房時の温度を適切に管理する。
公用車	アイドリングストップを徹底する。
	エコドライブを心がける。
	冷暖房の使用を控え、使用時は温度設定をこまめに調整する。
	走行ルート of 最短、合理化に努める。
	公用車使用時は低公害・低燃費車を優先して使用する。
用紙	電子情報化によるペーパーレス化に努める。
	印刷物やコピーは、支障がない限り両面とし、部数を抑制する。
	片面利用済み用紙をサイズ別にストックするボックスを設置し、適正に活用する。
	紙ファイルを積極的に再利用する。
廃棄物	使い捨て製品の使用を自粛する。
水	日常的な節水に努める。
	洗車等はバケツ等を活用し節水に心がける。

資料 3 施設管理担当者の取組例

項目	取組内容
全般	公共施設の建設、熱源・空調設備の改修の検討にあたっては、ＬＣＣ（ライフサイクルコスト）、ＬＣＣＯ２（ライフサイクルＣＯ２）を考慮することで環境負荷低減に努める。
	施設の新設や増改築、設備の新設や更新時には環境配慮型の省エネルギー機器（ヒートポンプ空調、給湯など高効率機器）の導入や太陽光発電等の自然エネルギー活用も検討する。
	ノー残業デーを徹底する。
	ブラインド・カーテンにより採光・遮光・温度調整をこまめに行う。
	グリーン購入を推進する。
ＯＡ機器	省電力モードのあるものについては、設定時間等を確認し、無駄のないように設定する。
	夜間や休日等は支障がない範囲で、電源をオフにする。
	新規購入の際には、エネルギー消費効率の高い、環境配慮型機器を導入する。
電気 電気製品	夜間や休日等は支障がない範囲で、主電源をオフにする。
	新規購入の際には、エネルギー消費効率の高い、環境配慮型機器を導入する。
	各部署最終退庁者による部署内の電源の確認を徹底する。
	使用量の把握・管理をする。
照明	使用していないスペースの消灯を徹底する。
	明るさにより、点灯消灯をこまめに調節する。
	省エネルギー型照明器具への切り替えを検討する。
冷暖房	冷暖房時の温度管理を徹底する。冷房時２８℃、暖房時１９℃とし、温度設定に問題がある場合には場所に応じた対策をしたうえで、個別に温度を設定する。
	稼働時間の短縮を徹底する。
	クールビズ・ウォームビズを実施する。
	空調設備新設や更新時には、ヒートポンプ等の高効率、省ＣＯ２型機器の採用を検討する。
	グリーンカーテンを設置する。

公用車	出張時の乗り合いを奨励し、使用台数を減らす。
	運行状況、燃料使用量の把握・管理を行う。
	更新（新規購入を含む）の際は、電気自動車・ハイブリッドカーなど次世代自動車を含む、低公害車・低燃費・低排出ガス認定車の導入及び導入に伴うインフラ整備に努める。
用紙	コピー・プリンター用紙は、再生紙を購入・利用する。
	使用量の把握・管理を行う。
廃棄物	ゴミについては、再資源化を前提とした処理や、回収業者へ引渡す。
	分別マナーを徹底し、リサイクルの促進を図る。
水	日常的な節水を励行する。

資料4 様式1（排出量調査票）

多古町地球温暖化対策実行計画 令和 年度排出量調査票

所 管 課 : _____

活動の種類 : _____

No.	施設等名称	月別消費量												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
合計														